

尾鷲市インターンシップ制度実施要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、尾鷲市（以下「市」という。）が行うインターンシップ制度に関する基本的事項について定める。

(インターンシップの目的)

第2条 尾鷲市インターンシップ制度は、学生に対して市における就業体験の機会を提供し、学生の職業意識の向上や市政に対する理解を深めることを目的とする。

(インターンシップの対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校及び高等学校（以下「教育機関」という。）の学生及び生徒（以下「学生等」という。）とする。

(実習生の受入手続き等)

第4条 教育機関は、その教育の一環として市における学生等の実習を希望するときは、市長に対してインターンシップ申請書（様式第1号）により実習の申請を行わなければならない。

2 市長は、教育機関から実習の申請があったときは、次に掲げる事項に留意し、受入れの可否を教育機関に通知する。

(1) 希望する実習の内容が市で用意できる実習と合致していること

(2) 教育機関において、事前の学習やインターンシップ終了後の評価を行うなど、実習を効果的に実施するための措置を講じていること

(3) 市の業務執行に支障がないこと

3 市長は、前項の規定に基づく決定を行う際に、実習の受け入れ先となる所属長と実習生の受け入れに関し協議する。

4 学生等の受け入れを決定した場合は、市は教育機関と尾鷲市インターンシップの取扱いに関する協定書（様式第2号）により協定を締結する。

(報酬等)

第5条 市は、実習の受入れを決定した学生等（以下「実習生」という。）に対して、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しない。

(実習生の身分)

第6条 実習生は、教育機関の学生としての身分を有し、市職員としての身分を有しない。

(実習に専念する義務)

第7条 実習生は、市職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第8条 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第9条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、前項に反して報告又は論文を書いてはならない。

3 実習生は、市の書類等を利用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

(実習中における個人情報の取扱い)

第10条 実習生は、個人情報の取扱いについて、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 実習生は、この実習に関して知り得た個人情報を実習を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場所についても市の指示によることとする。

(2) 実習生は、市の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。

(実習中における事故責任等)

第11条 教育機関は、実習期間中の事故等に備えて、実習生を傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。

2 実習中における事故に関しては、教育機関及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、教育機関及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

5 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、教育機関及び実習生は当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(実習生の提出書類)

第12条 実習生は、前4条の規定を遵守することを誓約するため、市に対して別記様式3により誓約書を実習の前までに提出しなければならない。

(実習の中止)

第13条 市は、実習生が前5条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、市は教育機関にその旨通知するものとする。

(実習の証明)

第14条 市は、教育機関が実習生の実習内容等について証明を求めたときは、これを行うものとする。

(その他別に定める事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、尾鷲市インターンシップに関して必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条第1項関係）

尾鷲市インターンシップ申請書

申込年月日 年 月 日

尾鷲市長 宛

教育機関代表者
(職名/役職)

(氏名)

印

尾鷲市インターンシップ制度実施要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

教育機関名		学部・学科	
ふりがな			
学生・生徒 氏 名			
この実習における 事前学習の有無	有 ・ 無 (いずれかを○で囲んでください。)		
事前学習の概要 (事前学習が有 の場合記入して ください。)			

(様式第1号 裏面)

本人の希望する職場	
希望する理由	
この実習による単位認定の有無	有 ・ 無 (いずれかを○で囲んでください。)
その他備考欄	
※担当者所属氏名	所属 氏名
※教育機関の所在地	
※連絡先電話番号	
※連絡先Eメール	

【注意事項】

- ・ 印は必ず公印（役職印）を使用してください。
 - ・ 申請者は、原則として理事長や学長等、大学の代表者とします。
 - ・ 申請者は、学部長、教授等の職にある方に代行いただくことも可能です。ただし、代表者から尾鷲市インターンシップの申込みについて委任を受け、この実習における責任者となり得る場合に限りです。
- ※実際の窓口となる担当者の方について記載してください。

様式第2号（第4条第4項関係）

尾鷲市インターンシップの取扱いに関する協定書

尾鷲市インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第4項の規定に基づき、尾鷲市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）の間において、インターンシップの取扱いに関し、以下のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 甲は、乙に所属する学生又は生徒（以下「学生等」という。）の職業意識の向上及び市政に対する理解の醸成を目的として、インターンシップの受け入れを決定した学生等を実習生として受け入れるものとする。

（実習時間と休日）

第2条 実習期間における1日の実習時間は、原則として午前9時から午後4時30分までとし、実習時間の途中に1時間の休憩時間を置くものとする。ただし、甲が実習上必要と認める場合には、甲乙協議のうえ実習時間を変更することができる。

2 実習期間における休日の取扱いは、甲の受入れ先の職員に準じる。

（実習内容）

第3条 実習内容は、甲が作成したカリキュラムとし、乙が実習内容について要望のある場合は、甲乙協議のうえカリキュラムを作成する。

（学生等の身分）

第4条 実習の受け入れが決定した学生等（以下「実習生」という。）は、乙の生徒等としての身分を有し、尾鷲市職員としての身分を有しない。

（報酬等）

第5条 甲は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しない。

（秘密を守る義務）

第6条 乙は、守秘義務と個人情報の取扱いについて、学生等に対し、遵守するよう指導しなければならない。

（実習中における事故責任等）

第7条 乙は、実習生に実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。

2 甲は、実習受入れ先での安全確保にあたることとし、実習中における事故に関しては、乙及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙及び実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害に関しては、甲は一切の責任を負わない。

(実習生の提出書類)

第8条 乙は、実習生に要綱第10条に定める誓約書を実習の前までに提出させなければならない。

(実習の中止)

第9条 甲は、実習生が要綱第10条に定める誓約書に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。

(その他)

第10条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、又は改正の必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

本協定は、締結の日から発効する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 三重県尾鷲市中央町10番43号
尾鷲市長

乙

誓 約 書

年 月 日

尾鷲市長 様

住 所

氏 名

印

私は、尾鷲市において、「尾鷲市インターンシップ制度実施要綱」に基づき実習するにあたり、以下の事項について誓約します。

- 1 私は、尾鷲市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念します。
- 2 私は、実習期間中において、尾鷲市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するほか、尾鷲市の信用を傷つける行為、不名誉となるような行為は行いません。
- 3 実習上知り得た秘密や個人情報を漏らすことはいたしません。また、個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守します。なお、実習終了後も同様といたします。
 - (1) この実習に関して知り得た秘密又は個人情報を実習以外に使用し、又は第三者に引き渡すことはいたしません。また、個人情報を使用する場所についても尾鷲市の指示によることとします。
 - (2) 尾鷲市の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために尾鷲市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製することはいたしません。
 - (3) 尾鷲市の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得ることとします。
- 4 私は、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中に災害を受けた場合及び尾鷲市又は第三者に対して損害を与えた場合については、自らの責任において対応します。
- 5 私は、1 から 4 までの事項のほか、インターンシップ制度の趣旨や目的を理解し、尾鷲市インターンシップ制度実施要綱に掲げる規定を遵守します。